

(仮称) 調味料製造施設更新計画に係る条例環境影響評価審査書の公告について (お知らせ)

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

1 指定開発行為者

味の素株式会社

取締役社長 山口 範雄

東京都中央区一丁目15番1号

2 指定開発行為の名称及び所在地

(仮称) 調味料製造施設更新計画

川崎市川崎区鈴木町1番1号

3 条例環境影響評価審査書公告年月日

平成17年12月20日(火)

4 問い合わせ先

川崎市川崎区鈴木町1番1号

味の素株式会社 川崎事業所 総務・エリア管理グループ

電話 044-222-1114

(環境局環境評価室 担当)

電話 044-200-2156

**(仮称) 調味料製造施設更新計画川崎
に係る条例環境影響評価審査書
(概要)**

平成 17 年 12 月

はじめに

(仮称) 調味料製造施設更新計画(以下「指定開発行為」という。)は、味の素株式会社(以下「指定開発行為者」という。)が、川崎区鈴木町1番1号の味の素株式会社川崎事業所(以下「川崎事業所」という。)の敷地内約0.8の区域において、調味料の生産に係る製造施設、倉庫及び事務所等の既存施設を除却して、新たな施設(以下「新調味料製造施設」という。)を建設するものである。

新調味料製造施設は、原料を加工し、粉体又は液体調味料とするためのものであり、調味料を製造する製造工程と包装する包装工程から構成され、施設の規模(生産能力、エネルギー使用量等)は、既存施設と同規模である。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、平成17年10月20日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

川崎市は、これを受けて公告・縦覧したが、市民等からの意見書の提出はなかった。

本審査書は、これらの結果を踏まえ、条例準備書の内容を総合的に審査し、作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名称：味の素株式会社

代表者：取締役社長 山口 範雄

住 所：東京都中央区京橋一丁目 15 番 1 号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称)調味料製造施設更新計画

種 類：工場又は事業所の新設（第3種行為）

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の5の項及び同表備考の2の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市川崎区鈴木町1番1号

区域面積：約 7,700 m²

用途地域：工業地域

(4) 計画の概要

ア 目 的

粉体又は液体調味料の製造施設の更新

イ 土地利用計画

区 分	面積 (m ²)	構成比 (%)	備 考
新調味料製造施設	約 5,700	74	5 棟 (粉体：1 棟、液体：4 棟)
緑 化 地	約 2,000	26	
合 計	約 7,700	100	

ウ 建築計画の概要

項目	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	構造	階数	最高高さ (m)	備考
新調味料製造施設 1	約 3,800	約 12,000	鉄骨造	地上 7階	約 35	工場
新調味料製造施設 2	約 500	約 1,300	鉄骨造	地上 3階	約 20	工場
新調味料製造施設 3	約 600	約 2,300	鉄骨造	地上 4階	約 21	工場
新調味料製造施設 4	約 400	約 800	鉄骨造	地上 2階	約 10	事務所等
新調味料製造施設 5	約 400	約 400	テント構造	地上 1階	約 7	倉庫
合計	約 5,700	約 16,800	—	—	—	

エ 施設計画の概要

項目			計画の内容
生産能力			約 83,000 トン/年
生産 工 程 等	製 造 工 程	原料投入 工程	使用原料から異物を除去し、必要量の原料を工程内に投入する工程 【主要設備】異物除去装置、連続計量装置
		加工工程	原料に加工を施し、調味料としての特性を付与する工程 【主要設備】造粒・乾燥装置、エキス調理装置、タンパク分解装置、濃縮装置、ろ過装置
	包 装 工 程	バルク 包装工程	製造された調味料をコンテナバック等に充填する工程 【主要設備】コンテナバック充填機
		製品包装 工程	販売形態にあわせ個々に包装する工程 【主要設備】個装包装機

運転計画	24 時間/日 (3 交代での稼働)
	年間稼働日数 336 日 (28 日/月×12 か月)

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、調味料製造施設の更新事業であり、工事中における大気質、騒音、交通安全対策や供用時の悪臭等、周辺の住宅等に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、安全対策、関係住民の問合せ窓口等について、周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う短期将来濃度(1時間値)の最大値は、二酸化窒素が 0.073~0.116ppm で、中央公害対策審議会の答申による短期曝露の指針値(0.1~0.2ppm)を下回り、浮遊粒子状物質が 0.040~0.064mg/m³で、環境基準(0.20mg/m³以下)を満足すると予測している。さらに、排出ガス対策型建設機械の使用、稼働台数の集中回避等の環境保全のための措置を講ずるとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素(日平均値の年間 98% 値)が 0.057ppm、浮遊粒子状物質(日平均値の 2% 除外値)が 0.079mg/m³で、いずれも環境基準(二酸化窒素: 0.04~0.06ppm のゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質: 0.10mg/m³以下)を満足すると予測している。さらに、最新排出ガス規制適合車の使用、工事用車両の集中回避等の環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域及び工事用車両ルート沿道の大気環境に著しい影響を及ぼさないとしているが、本計画の実施に伴う工事は大規模なものではないものの、長期間にわたることから、ピーク時以外にお

いても大気環境への負荷を極力低減するよう努めること。

イ 悪 臭

供用時における新調味料製造施設の稼働に伴う悪臭については、悪臭対策の内容と既存施設における悪臭の調査結果から、既存の調味料製造施設と同様に悪臭の問題は生じないと予測している。さらに、脱臭装置等の適正な管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度であるとしているが、悪臭の発生を極力低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ウ 緑

(ア) 緑の質

本計画における植栽予定樹種は、計画地の環境特性等に適合すると予測し、さらに、植栽基盤の整備を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成を図ることができるとしているが、樹木の植栽にあたっては、その時期、養生等について十分配慮すること。

(イ) 緑の量

本計画における緑被率は約 26.0%で、地区別環境保全水準(25.0%)を上回ると予測し、また、周辺の緑との連続性や一体感が図られるようにまとまった緑の構成とし、さらに、高木と中木をバランス良く組み合わせて緑の奥行きとボリュームが感じられるように配慮することから、緑の適切な回復育成を図ることができるとしているが、事業の実施に際しては、植栽する樹木の適正な管理、育成に努めること。

(ウ) 植栽土壌

本計画では、植栽基盤の整備に必要な土壌量約 380m³を上回る良質な

客土約 400m³を使用するとともに、川崎市緑化指針の植付け方法に基づいた植栽を行うことから、緑化地の土壌環境は植栽基盤として良好なものとなり、緑の回復育成に係る適正な土壌の回復を図ることができるとしているが、土壌整備の実施にあたっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

エ 騒 音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、多摩川側敷地境界線付近において 55.3 デシベルで、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低騒音型の建設機械の使用、稼働台数の集中回避等の環境保全のための措置を講ずるとしている。

また、工事用車両の走行に伴う道路端における等価騒音レベルは、ピーク日において 69.0 デシベルで、環境基準（昼間：70 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、工事用車両の集中回避等の環境保全のための措置を講ずるとしている。

一方、供用時の施設（送風機、空気圧縮機等）の稼働時における工場騒音は、多摩川側敷地境界線付近において昼間 56 デシベル、朝 52 デシベル、夕 53 デシベル及び夜間 50 デシベルで、環境保全目標（昼間：62.5 デシベル以下、朝・夕：57.5 デシベル以下、夜間：50 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低騒音型機器の採用等の環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域及び工事用車両ルート沿道の生活環境の保全に支障はないとしているが、工事用車両ルートに近接する住宅等への影響を極力低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

オ 振 動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、多摩川側敷地境界線において 56.8 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると

予測し、さらに、低振動型の建設機械の使用、稼働台数の集中回避等の環境保全のための措置を講ずるとしている。

また、工事用車両の走行に伴う道路端における振動レベルは、ピーク日ピーク時において 40.0～52.1 デシベルで、環境保全目標（70 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、工事用車両の集中回避等の環境保全のための措置を講ずるとしている。

一方、供用時の施設（空気圧縮機等）の稼働時における工場振動は、多摩川側敷地境界線において昼間及び夜間ともに 40 デシベルで、環境保全目標（昼間：65 デシベル以下、夜間：55 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、防振ゴム等による防振対策を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域及び工事用車両ルート沿道の生活環境の保全に支障はないとしており、この評価は概ね妥当であるが、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

カ 廃棄物

（ア）産業廃棄物

本計画の工事に発生する産業廃棄物は、がれき類 14,140 トン、混合廃棄物 270 トン、木くず 180 トン、金属くず 20 トン等と予測し、これらについては、発生抑制等に努めるとともに、分別排出を徹底し、極力、再資源化が可能な方法により適正に処理するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、産業廃棄物の再資源化等の具体的な方法については、その実施内容を市に報告すること。

（イ）建設発生土

本計画の工事に伴う建設発生土は約 5,300m³と予測し、このうち、約 4,170m³は計画地内の埋め戻し土として再利用し、その他は、計画地外

で再利用するほか、処分先を指定して適正に処理するとしている。さらに、搬出運搬にあたっては、飛散等が生じないように荷台カバーの着用等を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた具体的な処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

キ 電波障害

本計画に伴うテレビ受信障害に対しては、障害の実態調査を行い、その内容に応じて共同受信施設の設置や受信アンテナの改善等の原状回復措置を講ずるとしており、また、原状回復措置の方法、時期、範囲等については、関係住民と十分な協議を行い、必要な対策を実施することから、良好な受像画質が維持され、現状を悪化しないとしているが、障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

ク 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、工事用車両の走行に伴うピーク日ピーク時間における交通混雑度は 0.28 で、円滑な交通量の処理が可能とされる交通混雑度 1.0 を下回り、また、交差点飽和度は 0.25 で、交通量の処理が可能とされる交差点飽和度 0.9 を下回ると予測している。さらに、工事用車両が特定の時間帯に集中しないよう管理するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全については、工事用車両の走行ルートは交通安全施設が整備された道路であり、さらに、運転者に対する交通安全教育を徹底するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしているが、工事にあたっては交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等

について、周知を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取り組みを図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続き経過

平成17年10月20日 指定開発行為実施届及び条例準備書の受理

10月26日 条例準備書公告、縦覧開始

12月 9日 条例準備書縦覧終了、意見書の提出締切り

意見書の提出 なし